

# 一般社団法人 日本獣医動物行動学会

## 獣医行動診療科認定医-認定規程

### 第1条(目的)

本規定は、一般社団法人日本獣医動物行動学会(以下、「当法人」という)の定款第4条に定められる、獣医行動診療科認定医の認定試験の実施および認定に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

### 第2条(定義)

当法人は、以下の資質を有する者を「獣医行動診療科認定医」として認定する。

獣医動物行動学(動物行動学および臨床行動学)に精通し、行動診療を行うために必要な専門知識と技術、十分な診療経験を有しており、獣医行動学分野における最新知識の取得に務め、行動診療を通して動物と飼い主の幸福増進に貢献するとともに、獣医動物行動学分野の発展に寄与し、わが国における同分野の啓発と普及に貢献するための努力を惜しまない獣医師

### 第3条(試験委員会)

認定試験は、当法人第43条に定められる委員会のうち、試験委員会がその事務を掌握する。

### 第4条(評価委員会)

認定試験の評価および合否判定は、当法人第43条に定められる委員会のうち、認定試験評価委員会が実施する。

- 2 評価委員会の定員は5～7名とする。
- 3 評価委員は、会長の指名によって決定する。
- 4 評価委員長は、評価委員の互選により決定する。

### 第4条(更新評価委員会)

認定更新審査の評価および合否判定は、当法人第43条に定められる委員会のうち、認定医更新評価委員会が実施する。

- 2 更新評価委員会の定員は2～5名とする。
- 3 更新評価委員は、終生認定医の中から、評価委員会が指名によって決定する。
- 4 更新評価委員長は、評価委員の互選により決定する。

## 第5条(試験)

獣医行動診療科認定医の認定を受けることを希望する者は、認定試験に合格しなければならない。

2 認定試験は、年1回、概ね9月に実施する。

## 第6条(受験資格)

認定試験は、以下の条件を満たした者のみが受験できる

- 1) 本学会の会員であり、会員歴が3年以上であること  
※受験申請時に会費未納の場合には受験資格はないものとする
- 2) 学会主催の講習会への参加歴があること(過去3年以内に1回以上の参加)
- 3) 行動診療件数50件以上(初診から5年以内)を有すること
- 4) 過去3年以内に、学会発表または論文発表を行っていること
- 5) 3年以上の臨床歴、もしくは3年以上の研究歴を有すること

## 第7条(書類審査)

認定試験受験希望者は、指定の期日までに以下の書類を試験委員会に提出し、書類審査を受けなければならない。

- 1) 履歴書  
履歴書には、学歴／職歴／行動診療歴／一般臨床歴／講習会参加歴／学会参加歴を含むものとし、学会指定の書式にて提出すること
  - 2) 行動治療歴  
但し、初診から5年以内の50例とし、猫の症例を5例以上含み、フォローアップ3回以下の症例は10例以下とする。
  - 3) 学会発表要旨
  - 4) 症例報告1例(学会発表と異なるもの)
- 2 書類審査は評価委員会が実施する
- 3 書類審査合格者のみが、本試験を受験できるものとする
- 4 認定試験受験希望者は、書類審査を受けるにあたり、別に定める、書類審査料を支払わなければならない。

## 第8条(本試験)

受験要件を満たし、書類審査を合格した者に対し、本試験を実施する。

- 2 本試験は、以下の内容とする
- 1) 択一問題:スタンダードな動物行動学および臨床行動学, 行動診療に関わる一般臨床知識を評価
  - 2) 記述問題:スタンダードな動物行動学および臨床行動学知識を評価
  - 3) 症例問題:スタンダードな行動診療能力を評価
  - 4) 面接:行動診療獣医師としての適性や資質を評価
- 3 択一問題、記述問題、症例問題の3科目中2科目について合格点に達した科目については、次年度以降2年間それらの科目の受験を免除する。ただし、この権利を行使できるのは1回のみとする。その際、書類審査も免除されるが、認定試験受験申込期間中に権利を行使する旨を申請しなければならない。

4 本試験受験者は、本試験を受けるにあたり、別に定める本試験受験料を支払わなければならない

## 第9条(合否判定)

試験の評価および合否判定は、評価委員会が行う。

## 第10条(有効期間)

認定の有効期間は、認定より5年を経過した年の12月31日までとする。

2 認定医は、所定の更新手続きを行い、更新の審査を受けることで、認定の有効期間をさらに5年延長でき、以降も同様に延長することができる。

3 2回目以降の有効期間更新の日に、満60歳を超えている認定医は、終生認定医として扱い、有効期間の期限を設けない。

## 第11条(更新)

認定の更新は、ポイント制とし、書類審査にて評価および合否判定する。

2 有効期間の更新を希望する認定医は、有効期間の末日の2か月前までに、必要書類を試験委員会に提出する。

3 認定更新の審査は、更新評価委員会が行う。

4 評価ポイントは別表(認定医更新ポイント換算表)の通りとし、50ポイント以上を更新の条件とする。ただし、学会発表もしくは論文発表を必須とする。

## 第12条(資格停止)

認定の有効期間内に病気・出産・介護・その他認定医としての業務に支障が生じる場合は、試験委員会への申請を行うことで、1年を限度に資格を停止することができる。

2 資格を停止した場合は、有効期間の末尾について、資格停止期間の日数分だけ延長する。

## 第13条(その他)

この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議にて別に定める。

### 附則

1 この規程は、令和7年9月25日に施行する(令和7年9月25日理事会決議)

# 認定医更新ポイント換算表

※1～7の項目については上限を30ポイントとするが全てについて記載すること

※行動学関連のもののみを対象とする

| 項目         | 小分類                            | ポイント数  | 説明                                                                                                  |
|------------|--------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 症例数     | 1-1                            | 件数×0.2 | 主治医として診た初診の症例数                                                                                      |
| 2. 執筆に係る活動 | 2-1 単著（訳書を含む）                  | 件数×5   | 書物全部の執筆・翻訳                                                                                          |
|            | 2-2 共著                         | 件数×4   | 書物一部の執筆 当該部分は筆頭著者 同一書は一件とみなす 共著者がいる場合は共著者名も記載すること                                                   |
|            | 2-3 共同訳書                       | 件数×3   | 書物一部の翻訳 当該部分は筆頭著者 同一書は一件とみなす 共著者がいる場合は共著者名も記載すること                                                   |
|            | 2-4 監修・監訳                      | 件数×1   | 書物全部の監修・監訳 共同者がいる場合は共同者名も記載すること                                                                     |
|            | 2-5 学術英文（査読あり）                 | 件数×8   | 論文（筆頭著者，責任著者のみ）共著者がいる場合は共著者名も記載すること                                                                 |
|            | 2-6 学術和文（査読あり）                 | 件数×5   | 論文（筆頭著者，責任著者のみ）共著者がいる場合は共著者名も記載すること                                                                 |
|            | 2-7 学術和文（査読なし）                 | 件数×3   | 論文（筆頭著者，責任著者のみ）共著者がいる場合は共著者名も記載すること                                                                 |
|            | 2-8 商業誌等（監修のみは含まない）            | 件数×2   | 臨床家向けの雑誌，愛犬雑誌等への寄稿                                                                                  |
| 3. 発表に係る活動 | 3-1 国際学会                       | 件数×8   | 発表者のみ 国際学会での学術発表                                                                                    |
|            | 3-2 国内大規模学会等                   | 件数×5   | 発表者のみ 日本獣医内科学アカデミー学術大会，動物臨床医学会年次大会，日本臨床獣医学フォーラム年次大会，日本獣医師会獣医学術学会年次大会，ヒトと動物の関係学会学術大会，日本獣医動物行動学会学術集会等 |
|            | 3-3 国内地方学会等                    | 件数×3   | 発表者のみ 3-2 以外の国内学術発表<br>3-2，3-3 の分類が不明の場合は問い合わせること                                                   |
| 4. 講演活動    | 4-1 国際学会による招聘                  | 件数×5   | 45 分以上の依頼講演（オンラインも含む）                                                                               |
|            | 4-2 学術団体・公共機関等による招聘            | 件数×3   | 45 分以上の依頼講演（オンラインも含む）<br>※日本獣医動物行動研究会における活動は項目 6 に記載すること                                            |
|            | 4-3 企業・病院等上記機関以外による招聘          | 件数×2   | 45 分以上の依頼講演（オンラインも含む）                                                                               |
| 5. 教育活動    | 5-1 大学，短期大学，専門学校における学期にわたる授業   | 単位数×5  | 講義を分担している場合は，単位数×（担当時間÷全体の授業時間）を記入<br>複数年の講義が同一のものであれば，1 回分として計算する                                  |
|            | 5-2 上記教育機関，法人主催の資格習得のための単回開催授業 | 件数×1   | 45 分以上の講義                                                                                           |
| 6. 研究会活動   | 6-1 各セミナーの講義，症例紹介等             | 件数×5   | JVSAB 主催の教育セミナー，アドバンスセミナー，ベーシックセミナー等                                                                |
|            | 6-2 各セミナーのアドバイザー・司会等           | 件数×1   | JVSAB 主催の教育セミナー，アドバンスセミナー，ベーシックセミナー等                                                                |
|            | 6-3 研究会主催の症例相談対応               | 件数×2   |                                                                                                     |
|            | 6-4 執行委員担当                     | 1 年×2  |                                                                                                     |
| 7. 社会貢献    | 7-1 国，自治体，法人からの委員委嘱            | 件数×0.5 | 企業等は除く                                                                                              |